

鳥獣害防止森林区域 定義書

1 本データについて

- ・「鳥獣害防止森林区域」とは、森林法第 10 条の 5 に基づき、市町が市町村森林整備計画で定める区域です。本区域で植栽等を行う場合には、鳥獣害の防止のための措置を実施する必要があります。
- ・本データは、森林計画図の林班界の属性情報に、市町が定めた「鳥獣害防止森林区域」の情報を付与したものです。
- ・本データは、平成 29 年 4 月 1 日に効力を発揮している市町村森林整備計画をもとに作製しています。
- ・座標は、平面直角座標（第 8 系）世界測地系です。

2 属性情報

項目名	内容	備考
OBJECTID	GIS 上の管理番号	
KEYRIN	連携用コード	
CITY	市町村コード	森林簿の旧市町村単位
RIN	林班番号	
KEIKU	計画区コード	1：伊豆、2：富士、3：静岡、4：天竜
市町名	市町名	
シカ	対象鳥獣名	0：区域設定なし、1：区域設定あり
カモシカ	対象鳥獣名	0：区域設定なし、1：区域設定あり
クマ	対象鳥獣名	0：区域設定なし、1：区域設定あり
その他	対象鳥獣名	0：区域設定なし、1：区域設定あり
区域	鳥獣害防止森林区域の設定の有無	0：区域設定なし 1以上：区域設定あり